

## 若桜町デジタル地域通貨・ポイントシステム導入等業務仕様書

### 1. 業務名

若桜町デジタル地域通貨・ポイントシステム導入等業務（以下「本業務」という。）

### 2. 目的

若桜町（以下「町」という。）内限定で利用できるデジタル地域通貨・ポイントを導入し、町外に流出している消費を町内へ取り戻す、町内消費を促進することで、地域内経済の好循環・商工業界の活性化を図るとともに、行政施策において付与されるポイント（以下「行政ポイント」という。）の発行も併せて実施し、町事業の推進による各種課題解決や地域コミュニティの活性化を図るなど持続可能なまちづくりを目指すことを目的とする。

### 3. 導入場所

若桜町役場、若桜町商工会、町内各店舗等

### 4. 導入時期

令和 8 年 3 月からデジタル地域通貨・ポイントシステム（以下「本システム」という。）の運用が開始できるよう、令和 7 年 1 2 月末までに納品検収ができること。令和 8 年 1 月から 2 月末までを運用準備期間とする。

### 5. 業務概要

専用カードやスマートフォンで、登録加盟店での買い物時に付与される地域通貨ポイント、行政ポイント及び現金のチャージによる地域通貨電子マネーの決済に対応し、登録加盟店との精算や管理が可能なシステムを構築又はサービスを提供する。

#### (1) 発行価格

①地域通貨電子マネー 1 マネー 1 円

②地域通貨ポイント 1 ポイント 1 円

#### (2) 有効期間又は期限

発行する地域通貨電子マネー、地域通貨ポイントにより異なる。

#### (3) 利用者（対象ユーザー）

町民及び来町者

#### (4) 登録加盟店数

目標 7 0 店舗（参考①：若桜町クーポン店会会員数 3 5 店舗）

（参考②：わかさ暮らし応援券取扱店舗数 6 4 店舗）

### 6. 業務内容

主な業務内容は以下のとおりとする。

(1) 本システムの導入

- ①管理システム・ソフトウェア導入（若桜町役場、若桜町商工会の2拠点）
- ②専用カード作製（町民用・来町者用）
- ③アプリケーション（以下「アプリ」という。）構築
- ④登録加盟店決済端末導入
- ⑤現金チャージ機導入
- ⑥販促物作製（チラシ・ポスター・ステッカー）
- ⑦説明会開催（登録加盟店・管理者）

(2) 本システムの運用・保守

(3) 本システムを活用した地域活性化に資する提案

## 7. 業務全体の統括

- (1) 受託者は、業務の実施にあたって、詳細なスケジュールや実施内容等を記載した業務実施計画書を作成し町の承認を受けた上で、実施体制を整備し、業務の詳細等については町に協議・報告・提案を行い、承認を受けながら業務全体の運営管理を行うこと。
- (2) 受託者は、業務責任者、システム構築責任者、窓口担当者を配置し、常に町と連絡を取れる体制を整えること。

## 8. 業務実施スケジュールの管理

- (1) 受託者は業務実施スケジュールを管理し、適切に業務の進捗管理、リスク管理等を行い、業務が円滑に進むよう必要な措置を適宜講じること。
- (2) 受託者は町に対し、適宜業務の進捗を報告すること。

## 9. 本システムの要件

(1) 共通事項

①サービス提供環境

i) 機器環境

- ・登録加盟店端末は、専用端末又は Android 若しくは iOS の OS を搭載したスマートフォン端末、タブレット端末とする。WEB ブラウザの場合は、スマートフォン端末のデフォルトブラウザ、Microsoft Edge、Google Chrome の最新バージョンで動作すること。
- ・登録加盟店端末は、操作が明確で、誰にでも使いやすいユーザビリティに配慮した機器、アプリ又は WEB サイト（以下「アプリ等」という。）であること。
- ・登録加盟店端末は、目標加盟店数（複数台利用店舗含め 80 台）を確保、又は継続運用が可能な登録加盟店側の方法を提案すること。
- ・利用者は、専用カード（町民は非接触 IC カード、来町者は QR コードカード。以下同じ）又はスマートフォンアプリ（iOS 又は Android）等、若しくは両方式での利用が可能で、アプリは App Store 又は Google Play 等の専用サイトからダウンロードが可能なものとする。
- ・利用者が使用する専用カード及びアプリ等は、高齢者にも分かりやすく利用しやすい

い配慮がなされた仕様を提案すること。

- ・利用者が使用する専用カードについて、全町民への効果的な配付方法を提案すること。
- ・登録加盟店や管理者（若桜町役場及び若桜町商工会。以下同じ）が計算処理や手続き、操作等を迷わず分かりやすい手順で完結できる操作画面や操作方法とすること。

ii) ネットワーク環境

- ・サービスを提供するネットワーク環境及び通信経路の暗号化については、以下のとおりとする。
  - ア) 利用者側環境：インターネットで動作すること
  - イ) 管理者側環境：インターネットで動作すること。
  - ウ) インターネット上の通信経路においては暗号化を行うこと。
- ・提案する環境が要件と異なる場合は、その理由やネットワークセキュリティ面で問題ないことを示すこと。

iii) データ管理

- ・アプリ等の場合、デバイス内には情報を保有せず、サービス提供クラウド環境（データセンター内）でデータを保有すること。
- ・情報資産は、町が指示しない限り日本国内に保管されること。
- ・データのバックアップは、サービス提供クラウド環境（データセンター内）で自動バックアップを行うこと。
- ・間隔と世代数は、週次で1世代以上保有すること。
- ・障害発生時の情報資産の退避先は、全て日本国内であること。
- ・利用者の端末故障時や機種変更時のデータ引継ぎが配慮されていること。
- ・提案する環境が要件と異なる場合は、その理由やデータセキュリティ面で問題ないことを示すこと。

iv) サービス提供時間

- ・24時間365日利用可能とすること。ただし、保守等の予定された停止については、この限りではない。

②ライセンス数

i) 利用者側ライセンス

- ・利用者側アカウントライセンスが必要となる場合は、利用者ユーザー数として以下のアカウント以上対応すること。
  - ア) 町民アカウント：3,000以上
  - イ) 来町者アカウント：1,000以上

ii) 管理者側ライセンス

- ・管理者側アカウントライセンスが必要となる場合は、権限を指定したログインアカウントが発行可能であること。

③デザイン・操作性

i) デザイン・操作性

- ・表示画面上の項目配置や色使い等、誰もが利用しやすいユニバーサルなデザインであること。また、利用者及びサービスを提供する管理者双方にとって、分かりやす

い操作性が確保されていること。

ii) アクセシビリティ

- ・アクセシビリティに配慮したデザインであること。

④情報セキュリティ

i) 認証資格

- ・ISMS 又はプライバシーマークの構築及び運用がされていること。

ii) データセンター

- ・データセンターは Tier 3 相当以上であり、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の新耐震基準に適合していること。
- ・データセンターの物理的所在地を日本国内とし、情報資産について、合意を得ない限り日本国外への持ち出しを行わないこと。

iii) 個人情報・情報セキュリティの遵守

- ・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、若桜町個人情報保護法施行条例（令和 5 年若桜町条例第 1 号）及び若桜町情報セキュリティ基本方針（令和 2 年若桜町告示第 70 号）を遵守すること。

iv) システムログ

- ・エラー情報の把握や UI/UX の改善に必要となるログ情報を取得すること。

v) アクセス・操作ログ

- ・管理システムのアクセスログ・操作ログを取得すること。

vi) 不正プログラム対策

- ・本システム（サービス）の稼働環境及び開発・テスト環境においては、コンピュータウィルス等不正プログラムの侵入や外部からの不正アクセスが起きないように対策を講じるとともに、それらの対策で用いるソフトウェアは常に最新の状態に保つこと。
- ・本システム（サービス）の稼働環境及び開発・テスト環境で用いる OS やソフトウェアは、不正プログラム対策に係るパッチやバージョンアップなど適宜実施できる環境を準備すること。

vii) その他セキュリティ対策

- ・個人情報の保護に配慮するなど、利用者が安心して利用できる対策を実施していること。

⑤サービス終了時・契約満了時等の対応

i) 保有データの提供

- ・サービス開始後に利用者が入力した情報及び町が登録した情報のうち、町の情報管理権限を有する情報（町が提供を希望する情報）については、契約満了時に全て抽出し町へ提供すること。

ii) 保有データの消去等

- ・サービスを終了若しくは契約満了後は、町が提供を希望する保有データの提供後、速やかに本システムから消去すること。消去においては、復元不可能な状態にすること。

iii) オプトアウト対応

- ・利用者からの申し出により、当該利用者に関する情報を全部又は一部削除することができること。

#### ⑥利用規約等

##### i) 利用規約への同意

- ・サービスの初回利用時やサービスに重要な変更を行った際には、利用者に利用規約の内容を提示し、確認（同意）をとることができること。

##### ii) 自動取得情報への同意

- ・機器の個体番号やGPS位置情報等、利用者がサービスを利用した場合に自動的に取得する情報を明示するとともに、それら情報取得について同意を得ることができること。ただし、利用規約の確認に含む場合は不要とする。

##### iii) プライバシーポリシー

- ・プライバシーポリシーを表示すること。

#### ⑦問合せ機能

- ・サービス内の問合せフォームなどから、問合せを行うことができること。

#### ⑧統計機能

- ・サービスの運用状況や利用状況を定期又は任意の時点で集計し、確認できること（受託者が確認し、報告する形でも可とする）。

例) 利用登録者数、アクティブ利用者数、機能ごとの利用数等

#### ⑨関係法規制への対応

- ・サービスの稼働、運用・提供に係る関係法規制を遵守するとともに、常に最新動向を把握し、適宜必要な見直し・改善を実施すること。

### (2) 資格管理

#### ①利用者側アカウント管理

##### i) 管理情報

- ・利用者情報（氏名（ニックネーム）、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス等）を登録・管理することができること。

##### ii) アカウント設定方法・認証方法

- ・利用者アカウントの設定（再設定含む）及び認証（再認証含む）については、メールアドレスやSMSを利用した2要素認証ができること。

##### iii) アカウント情報の修正・停止（廃止）

- ・利用者自身が、アカウント情報の修正・停止（廃止）を行うことができること。
- ・管理者が利用者のアカウント情報の確認・停止（廃止）、削除を行うことができること。

#### ②管理者側アカウント管理

##### i) 管理情報

- ・管理者アカウントを登録することができること。

##### ii) アカウント設定方法・認証方法

- ・管理者アカウントの設定（再設定含む）及び認証（再認証含む）については、以下のとおりとする。

ア) 管理システム： クライアント証明書及びパスワード認証

イ) アプリ：パスワード認証

iii) アクセス制御

- ・管理者アカウントの権限は、個人ごとに設定することができること。

(3) アプリ等機能要件

①基本項目

i) UI/UX の改善等

- ・1年に1回程度、利用者の操作性・利便性を高めるアップデートを実施すること。

②地域通貨電子マネー管理

- ・町内限定で利用できる地域通貨電子マネーのチャージや利用等の管理ができること。
- ・保有している地域通貨電子マネーはアプリ等で容易に確認することができること。
- ・地域通貨電子マネーの獲得履歴・利用履歴を確認することができること。
- ・地域通貨電子マネーは、登録加盟店や現金チャージ機でチャージすることができること。

③地域通貨ポイント管理

i) 地域通貨ポイントの種別対応

- ・地域通貨ポイントの種別として、以下のポイントが利用でき、それぞれ加算・減算ができること。

ア) 利用者支払い型ポイント

イ) 町付与型ポイント

ウ) その他、管理者側が独自に付与するポイント

ii) 地域通貨ポイントの表示

- ・種別ごとに、保有している地域通貨ポイントがアプリ等で容易に確認することができること。
- ・地域通貨ポイントの獲得履歴・利用履歴を確認することができること。

④地域通貨ポイントの加算

i) 利用者支払い型ポイントによる加算

- ・利用者が指定する金額をチャージすることにより地域通貨ポイントを加算する機能があること。(加算ポイントを追加付与する仕組みを含む)

ii) 町からの付与による加算

- ・イベントや事業等への参加者に対して、町から地域通貨ごとに任意のポイントを付与することができること。

例) 管理システムから付与先を指定して一括付与、管理システムからイベント登録・設定したものに付与、ポイント預かり券を発行しての付与等

iii) その他の地域通貨ポイント付与

- ・QRコード読み取りによるポイント付与、アンケート回答による地域通貨ポイント付与等、その他の地域通貨ポイント付与機能があること。

⑤地域通貨ポイント利用(減算)

i) 登録加盟店での支払いによる減算

- ・専用のQRコードを読み取ることにより、地域通貨ポイントを利用した支払いが可能であること。

- ・有効期限が近い地域通貨ポイントを優先して利用する機能があること。
- ・地域通貨ポイント種別を選択して利用することができること。

#### ⑥登録加盟店検索

- i) 地域通貨ポイント利用可能店舗検索
  - ・地域通貨ポイントが利用できる登録加盟店を検索することができること。
  - ・登録加盟店が分かりやすく表示される工夫があること。

例) マップ表示、現在地からの近隣店舗検索、店舗種別検索等

#### ⑦通知

- i) お知らせ情報（プッシュ通知）の受信
  - ・町等からのお知らせをプッシュ通知により受信することができること。

### (4) 管理機能

#### ①各機能の権限

- i) 管理機能の制御
  - 管理者側、登録加盟店側それぞれで必要な管理機能のみを利用できるよう、機能の利用制御ができること。

#### ②地域通貨電子マネー・ポイント設定

- i) 地域通貨電子マネー設定
  - ・地域通貨電子マネーの有効期限・利用期限を設定することができること。
  - ・地域通貨電子マネーのチャージ上限を設定することができること。
- ii) 地域通貨ポイント設定
  - ・地域通貨ポイントごとに有効期限・利用期限を設定することができること。
  - ・地域通貨ポイントごとに利用できる登録加盟店を設定することができること。
  - ・地域通貨ポイントのチャージ上限を設定することができること。

#### ③登録加盟店管理機能

- i) 登録加盟店管理
  - ・登録加盟店情報（店舗名、所在地、連絡先、振込先金融機関等）を登録・変更・削除することができること。
  - ・登録加盟店用の QR コードを生成することができること。
  - ・登録加盟店情報（店舗名、所在地、連絡先、振込先金融機関等）や登録加盟店のシステムユーザ（管理システムの利用者）を登録・変更・削除することができること。

#### ④決済機能

- i) 決済機能
  - ・決済用 QR コード（専用カード及びアプリ）の読み取り又は非接触 IC カードの読み取り、若しくはその両方により、決済でき、決済記録が保存されること。
  - ・二重取引や決済誤りなどの際に、取引をキャンセルすることができること。
  - ・登録加盟店ごとに、自店舗の決済履歴を確認することができること。
- ii) 精算機能
  - ・取引により受領した地域通貨電子マネー及び地域通貨ポイントについて、システム上から管理者と精算することができること。

#### ⑤利用者・登録加盟店ごとの状況確認

i) 利用者・登録加盟店ごとの状況確認

- ・問合せ対応等に備え、利用者ごとの地域通貨電子マネー及び地域通貨ポイントの利用状況（決済状況）を確認・集計することができること。
- ・登録加盟店ごとの地域通貨電子マネー及び地域通貨ポイントの利用状況（決済状況）を確認・集計することができること。

⑥お知らせ通知

i) プッシュ配信

- ・町等からのお知らせ（クーポン等を含む）をプッシュ通知により実施することができること。

## 10. 本システムの運用・保守

### (1) システム・全般

- ・受託者は、本システムの運用管理を行うこと。また、運用業務を統括する責任者と業務を遂行する担当者を設け、本システムの運用を円滑に進める体制を整えること。
- ・登録情報、決済・利用情報等の分析データを提供すること（CSVデータ等）。
- ・サービス監視により障害及び障害を招き得る事象を検知した場合、速やかに連絡し、直ちに状況の把握を行うとともに、必要に応じ障害箇所の特定、影響範囲の調査、即時対応、原状復帰を行うこと。
- ・本システムを停止する必要がある作業（バージョンアップ等）が発生した場合は、必ず町と協議をすること。
- ・本システムの導入開始時（令和8年3月）には障害等に対応が可能なSEや、運用保守要員を常駐（常駐場所を限定するものではない）させるなど、迅速な対応が可能な人員を確保すること。

### (2) アプリ等

- ・App Store 及び Google Play への登録の維持管理を行うこと。
- ・アプリ等の不具合等が見つかった場合はこれを修正し、アップデートを行うこと。
- ・軽微なプログラムの修正に対応すること。
- ・OS のバージョンアップに伴いアプリ等の設定を更新する必要が生じた時は、軽微なプログラムの修正で対応が可能な場合はこれに対応すること。

## 11. 本システムを活用した地域活性化に資する提案

### (1) 拡張機能性

- ・本システムの導入により、データを連携し活用することで、町民等の利便性向上や負担軽減、業務効率化が図られる機能拡張性について効果的な提案をすること。

例1) 地域公共交通の乗降時の利用

例2) マイナンバーカードの活用につながるもの

例3) 地域見守りサービス 等

### (2) 持続可能性

- ・本システムの持続可能な活用（サービス提供）に資する提案をすること。

## 1 2. 納品物

- (1) 業務実施計画書・実施体制図
- (2) アプリ等システム設計図・機能一覧
- (3) 各種マニュアル類（利用者、登録加盟店、管理者）
- (4) その他町が必要と認めた資料

## 1 3. 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は事前に、再委託の内容、再委託先等を明らかにして、書面にて町の承認を得ること。

## 1 4. 報告

業務完了報告書の提出をもって報告とする。

## 1 5. 委託料等の支払い

受託者決定後、協議の上決定する。

## 1 6. その他

- (1) 本仕様書は、本業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、受託者と協議により仕様書を作成し決定する。
- (2) 本仕様書の解釈について疑義を生じたとき、または本仕様書に定めのない事項については、町と協議の上解決するものとする。

## 1 7. 事務局

所在地 〒680-0792

鳥取県八頭郡若桜町大字若桜801番地5

担当部署名 若桜町役場企画政策課 企画政策係

担当者名 中口（ナカグチ）

電話番号 0858-82-2231

電子メール kikaku@town.wakasa.tottori.jp